届出事項等の異動届															
石	川県	見 選	挙	管耳	里委員	員 会	軗				令 和	年	月	目	
								政治団体の名称							
								事務所の所在地							
								代表者の氏名							
(記名押印又は本人の署名 ※備考6)										0)					
【政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 条の規定により、下記のとおり届け出ます。															
来の規定により、下記のこねり曲り山まり。 記															
異動年月日 令和 年 月 日															
	名。ふりがな						·								
		新		漢	字										
	称			旧											
	団		□政党		の支音	ß	□政治資金	金規正法		□政党の)支部		政治資	金規正法	
	体	新		その	他の政	汝治団体	第 18 0) 2 第 1	2 第 1	□その他	1の政治団体	Ż	第 18 条	€の2第1	
	区			口その	他の政治団体		項の規定	質の規定による 旧 対治団体		□その他	1の政治団体	Ż	項の規	定による	
	分		の支	部		政治団体	の支部			3		政治団	体		
	国会議関係団区				□政治資金規正法第 19 条の 7 1 号に係る国会議員関係政治 □政治資金規正法第 19 条の 7 2 号に係る国会議員関係政治 □政治資金規正法第 19 条の 7 3 号に係る国会議員関係政治			治団体 7第1項第 治団体 7第1項第	旧	□政治資金規正法第19条の7第1項第1号に 係る国会議員関係政治団体 □政治資金規正法第19条の7第1項第2号に 係る国会議員関係政治団体 □政治資金規正法第19条の7第1項第3号に 係る国会議員関係政治団体					
							女治団体以外(□国会議員関係政治団体以外の政治団体				団体	

新

生年月日

選任年月日

生年月日

選任年月日

生年月日

選任年月日

その他

その他

その他

新

旧

旧

(電話

(電話

(電話

令和

令和

令和

(電話

年

年

年

年

年

年

月

月

月

月

月

月

日

日

日

日

日

日

主たる活動区域

別紙のとおり

新

旧

新

旧

新

旧

新

旧

支部の有無

課税優遇措置の

適用関係の有無

(〒

氏

名

住

所

名

住

所 氏名

氏

名

住

所

氏名

新

氏名 ふ

ふりがな

ふりがな

ふりがな

漢字

□ 無

□ 無

□有

有

旧

旧

□有

□ 無

無

有

その

他

漢字

(〒 −

漢字

目的

主たる

事務所

所在地

代表者

会 計

責任者

会 計

責任者

の職務

代行者

政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国 会議員関係政治団体	代表者である公職の 候補者に係る公職の 種類			新旧			
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る	公職の 候補者 の氏名	新	(ふりた		公職の候補 者に係る公	新	
国会議員関係政治団体		皿	(ふりた	ぶな)	職の種類	田	
	主る院は幸議員会	新	(ふりた	ぶな)	主宰する衆議院議員又はお業院議]又	
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る	又は参 議院議員の 氏名	田	(ふりた	ぶな)	は参議院議		
T 第1 項第3 5 に保る 国会議員関係政治団体	主構で衆な員る院	新	(ふりた	ぶな)	主要な構成 員である衆 議院議員又	新	
	議員又 は参議 院議員 の氏名	旧	(ふりた	ぶな)	は参議院議 員に係る 公職の種類	旧	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあっては当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を 受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る 文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があった場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があった場合には、異動後の文書を提出すること。
- 6 代表者が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、代理人が届け出る場合には当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出により、記名での届出を行うことも可能とする。